

職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1. 処分日 令和5年11月1日

2. 処分概要

(1) 所属 事務局

(2) 職名 課長

(3) 年齢 50代

(4) 性別 男性

(5) 処分内容 戒告

(6) 事案概要及び処分理由

当該職員は、令和4年8月1日に起きた交通事故について、交通事故報告があったにもかかわらず、事務処理を怠った。

これらの行為は、地方公務員法第32条の規定に違反することから地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に基づき処分を行うものである。

3. 管理者から

今回、職員の不適正な事務処理により、住民の皆様の信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げます。

今後このような事案が再び起こらないよう、服務規律の徹底と再発防止に取り組んでまいります。